別紙５（農業基盤整備促進事業に係る運用）

第１　趣旨

要綱第２の５に掲げる農業基盤整備促進事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第２　事業の内容

本事業の事業内容は、別表１の事業種類の欄に応じて定めるものとする。

第３　事業実施主体

１　本事業の実施主体は、次のとおりとする。

（１）都道府県

（２）市町村

（３）農業者等の組織する団体（以下「農業者団体」という。）

２　１の（３）の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第１項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年４月１日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙５に規定する広域活動組織とする。

３　別表１の区分２の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第４　計画の作成

１　事業実施主体は、別記様式第１号により農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

２　１の「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

３　農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第５　採択要件

要綱第６の３の農村振興局長等が別に定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

１　１地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。

２　１地区当たりの受益者数が農業者２者以上であること。
３　１地区当たりの受益面積が５ヘクタール以上であること。

第６　事業の申請等

１　市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合の事業採択の申請については、以下のとおりとする。

（１）市町村長又は農業者団体は、都道府県が指定する期日までに、第４により作成された農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、２に定める場合を除き、事業の採択を希望する年度の前年度の 11 月末日までに、地方農政局長等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に事業採択申請書等を提出するものとする。

（２）都道府県知事は、事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに（１）による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。

２　要綱第７の１の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の 11 月末日までに提出するものとする。

（１）予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

（２）災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合

（３）農地中間管理事業と連携する場合（（１）又は（２）の場合を除く。）

３　２の（１）の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第７の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、２の（１）の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

４　２の（２）の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

５　２の（３）の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を１月末日とする。

６　農業基盤整備促進事業に係る事業採択申請書は別記様式第２号、事業採択通知書は別記様式第３号により作成するものとする。

第７　計画の変更

１　計画変更の申請については、以下のとおりとする。

（１）都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、要綱第７の２により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、地方農政局長等に計画変更報告書を提出するものとする。

（２）市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、要綱第７の２により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、変更内容を示した農業基盤整備計画

を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に計画変更報告書を提出するものとする。

2　計画変更報告書は別記様式第４号により作成するものとする。

3　１の「重要な変更」とは、次に掲げるものとする。

（１）総事業費の 20 パーセント以上の変動

（２）受益面積の５パーセント以上かつ５ヘクタール以上の変動

第８　事業達成状況の報告

1　事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、事業達成状況報告書として提出するものとする。

2　１の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

（１）都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、要綱第７の２により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

（２）市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、要綱第７の２により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

3　「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第１号により行うものとする。

4　２の（１）及び（２）の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第５号によるものとする。

第９　助成

1　農業基盤整備促進事業に係る要綱第８の経費は、次に掲げる区分に応じ定める額を、補助事業者に助成するものとする。

（１）別表１の定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち２に定める経費の総額）に別に定める補助率を乗じた額

（２）別表１の定額助成に係るもの

事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計

2　定率助成について

１の（１）の助成対象となる経費は、次に該当するものとする。

（１）純工事費

（２）測量設計費

（３）用地費及び補償費

（４）船舶機械器具費

（５）全体実施設計費

（６）換地費

（７）調査・調整費
（８）経理管理・指導費
３　定額助成について
（１）１の（２）の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表２の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の２分の１程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。
ア　イに掲げるもの以外のものにあっては、別表２の助成単価の欄の１に掲げるもの
イ　事業完了時までに担い手（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第２条第４項第１号ハに定める組織）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第６条第１項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあっては、別表２の助成単価の欄の２に掲げるもの
（２）（１）のイの集約化とは、同一の農業者の経営等農用地であって、１ヘクタール（北海道にあっては３ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、２つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。
ア　２つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
イ　２つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
ウ　２つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
エ　段状をなしている２つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
オ　２つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
カ　その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの
（３）（２）の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第４条第３項第１号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場３作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。
（４）（３）の基幹ほ場３作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する３つの作業とし、畑作にあってはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する２つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。
ア　耕起
イ　代かき
ウ　田植え又は播種
エ　収穫

第 10　その他

1　本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づき実施するものとする。

2　本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

3　本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第５条第５号に掲げる公共施設に当たる。

4　市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。

5　事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手続等の公正性及び透明性を図るものとする。

6　別表１の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（１）に該当するもの及び別表１の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（４）に該当するものについては、その整備の実施後８年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の 10 分の１以上（その受益地の面積が 100 ヘクタール超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合には、又は、別表１の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（４）に該当するもの及び別表１の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（１）に該当するものについては、その整備の実施後８年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

（１）土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第１項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合

（２）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合

（３）上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては、農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

7　６により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

補助金返還額＝Ａ×Ｃ／Ｂ

ただし、Ａ：返還対象補助金の総額

Ｂ：受益地の総面積

Ｃ：転用受益地の面積

8　都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

9　事業実施主体は、事業達成状況報告書及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年８月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第13の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。

10　事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表１の区分１の事業種類の欄（８）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は１地区当たりの単年度の補助金交付額が１億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和７年４月１日付け６農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第５の１に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

11　農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

12　病害虫の発生予防・まん延防止を目的として、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）又は（３）の内容を実施する場合の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。ただし、（３）を実施する場合は（２）と密接に関連して合わせて実施するものとする。

（１）別表１の区分１の（１）から（３）まで及び（８）並びに区分２の（２）、（３）、（７）のア及び（９）に掲げる内容を実施するもの

（２）別表１の区分１の（４）から（６）まで並びに区分２の（１）、（４）から（６）まで、並びに（７）のイからエまでに掲げる内容を実施するもの

（３）別表１の区分１の（７）に掲げる内容を実施するもの

13　水田貯留機能の向上を目的として、次の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）の内容を実施する場合、別紙１別記様式第９号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。

（１）別表１の区分１の（１）から（６）まで並びに区分２の（１）から（７）までに掲げる内容を実施するもの

（２）別表１の区分１の（７）及び（８）並びに区分２の（10）に掲げる内容を実施するもの

14　13の実施に当たっては、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、別紙１第５の１の（５）のアからウに掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。

別表１

区分	事業種類	事業内容
１．定率助成	（１）農業用用排水施設	農業用用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	（２）暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	（３）土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良
	（４）区画整理	農用地の区画形質の変更
	（５）農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更
	（６）農用地の保全	（１）～（５）以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	（７）調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
	（８）指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
２．定額助成	（１）区画拡大	農用地の区画拡大
	ア　水路変更なし	畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	イ　水路変更あり	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	（２）暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設
	（３）湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	（４）末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	（５）客土	耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土
	（６）除礫	30mm 以上の石礫を５％以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫

区分	事業種類	事業内容
２．定額助成	（７）更新整備	更新する必要がある用水路等の整備
	ア　排水路	土水路から W500H500 以上のコンクリート排水路への更新
	イ　畦畔	畦畔の更新
	ウ　排水口	排水口への桝の据付
	エ　特認事業	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの
	（８）畑作転換工	
	ア　額縁排水溝	農道等からの降雨流入水を遮断する排水溝の新設
	イ　酸度矯正	酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整
	（９）病害虫対策	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における反転耕（50cm 以上）、混層耕（耕起深 60cm 以上）、堆肥施用、明渠排水
	(10) 水田貯留機能向上支援	水田貯留機能向上に係る地元調整に関する調査・調整活動

別表２（定額助成）

事業種類		事業内容等	助成単価（※１）	
			１．通常	２．集約化する場合
（１）区画拡大				
ア　水路変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差 10cm 超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場２枚を 60m×100m(60a)のほ場１枚へ区画拡大 ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	27.5 万円/10a 【20 万円/10a】	33 万円/10a 【24 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、表土扱いあり		25.5 万円/10a 【18.5 万円/10a】	30.5 万円/10a 【22 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場２枚を 60m×100m(60a)のほ場１枚へ区画拡大 簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	７万円/10a 【６万円/10a】	８万円/10a 【７万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場２枚を 60m×100m(60a)のほ場１枚へ区画拡大 畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	４万円/100m 【４万円/100m】	4.5 万円/100m 【4.5 万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差 1.5m の 30m×100m(30a)のほ場２枚を 60m×100m(60a)に緩傾斜化	11 万円/10a 【7.5 万円/10a】	13 万円/10a 【9 万円/10a】
イ　水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差 10cm 超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場２枚を 60m×100m(60a)のほ場１枚へ区画拡大 ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置	46.5 万円/10a 【33 万円/10a】	55.5 万円/10a 【39.5 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、表土扱いあり		44.5 万円/10a 【32.5 万円/10a】	53 万円/10a 【39 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、表土扱いなし		25.5 万円/10a 【18.5 万円/10a】	30.5 万円/10a 【22 万円/10a】
（２）暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径 50mm～60mm）を３本埋設 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	22.5 万円/10a 【16.5 万円/10a】	27 万円/10a 【19.5 万円/10a】
	バックホウ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径 50mm～60mm）を３本埋設 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	22 万円/10a 【16 万円/10a】	26 万円/10a 【19 万円/10a】
	トレンチャ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径 50mm～60mm）を３本埋設 掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	18 万円/10a 【13.5 万円/10a】	21.5 万円/10a 【16 万円/10a】
	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径 50mm～60mm）を３本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	12.5 万円/10a 【９万円/10a】	15 万円/10a 【10.5 万円/10a】

事業種類		事業内容等	助成単価	
			１．通常	２．集約化する場合
（３）湧水処理	表土扱いあり	本暗渠管（管径 50㎜～60㎜）設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	24 万円/100m 【17 万円/100m】	28.5 万円/100m 【20 万円/100m】
	表土扱いなし	本暗渠管（管径 50㎜～60㎜）設置 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	23 万円/100m 【16.5 万円/100m】	27.5 万円/100m 【19.5 万円/100m】
（４）末端畑地かんがい施設	樹園地	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）	35 万円/10a 【24.5 万円/10a】	42 万円/10a 【29 万円/10a】
	樹園地以外の畑地		21.5 万円/10a 【15 万円/10a】	25.5 万円/10a 【18 万円/10a】
	ほ場外からの接続管		７万円/10m 【５万円/10m】	８万円/10m 【６万円/10m】
	給水栓設置のみ	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）	2.5 万円/箇所 【２万円/箇所】	３万円/箇所 【２万円/箇所】
（５）客土		客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	27.5 万円/10a 【19 万円/10a】	33 万円/10a 【22.5 万円/10a】
（６）除礫		除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	25 万円/10a 【17 万円/10a】	30 万円/10a 【20 万円/10a】
（７）更新整備	ア　排水路	500×500㎜ 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	28 万円/10m 【20.5 万円/10m】	33.5 万円/10m 【24.5 万円/10m】
	イ　畦畔	300×300㎜, 勾配 1:1.0 畦畔築立（バックホウ）	16 万円/100m 【11 万円/100m】	19 万円/100m 【13 万円/100m】
	ウ　排水口	320×445×700 ㎜ 土工（バックホウ）、附帯工（桝据付工）	５万円/箇所 【3.5 万円/箇所】	６万円/箇所 【４万円/箇所】
	エ　特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める		
（８）畑作転換工	ア　額縁排水溝	額縁排水溝（バックホウ）	1.5 万円/100m 【1 万円/100m】	1.5 万円/100m 【1 万円/100m】
	イ　酸度矯正	酸度矯正（トラクタ、スプレッダ）	0.5 万円/10a 【0.5 万円/10a】	0.5 万円/10a 【0.5 万円/10a】
（９）病害虫対策	反転耕	反転耕（バックホウ）50 ㎝以上	30 万円/10a 【22 万円/10a】	
	混層耕	混層耕（トラクタ、プラウ）耕起深 60 ㎝以上	2.5 万円/10a 【1.5 万円/10a】	
	堆肥施肥	堆肥施用（トラクタ、スプレッダ）	3.5 万円/10a 【２万円/10a】	
	明渠排水	明渠排水（バックホウ）	1.5 万円/100m 【1 万円/100m】	
（10）水田貯留機能向上支援		水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動	単年度当たり 300 万円迄	

注）事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

※１　施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【　】内に定める単価とする。

※２　助成額は、受益面積のうち１アール未満又は施工延長のうち 10 メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄（７）にあっては、施工延長のうち 10 メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

※３　耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価から減算するものとする。

ア　（１）については、受益面積 10 アール当たり２万５千円（施工延長 100 メートル当たり１万円）を減算

イ　（２）については、受益面積 10 アール当たり１万５千円を減算

ウ　（３）については、施工延長 100 メートル当たり１万円を減算

※４　（２）については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり４万円を助成単価に加算するものとする。

※５　一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65㎜以上の場合には、次に定めるとおり助成単価に加算するものとする。

ア　（２）にあっては、受益面積 10 アール当たり３万５千円を加算

イ　（３）にあっては、施工延長 100 メートル当たり３万円を加算

※６　（２）について、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり２万円を助成単価に加算するものとする。

※７　（２）については、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（Ｌ）が 10 メートル以外となる場合には、下式により受益面積（Å）を割り引いて助成額を算出するものとする。

助成額＝Ａ×10／Ｌ×助成単価

※８　（７）のイにあっては、幅広畦畔の場合は５万５千円/100m、購入土が必要な場合は３万円/100m（幅広畦畔の場合は 10 万円/100m）、防草シートを設置する場合は 15 万円/100m をそれぞれ助成単価に加算するものとする。

別記様式第１号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	６法指定地域等
	○○○○ 指導事業（○○○○）		

農業競争力強化に向けた取組方針	担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載
事業実施期間	○○年度　～　○○年度
基盤整備の概要	受益面積：　水田○○○ｈａ、畑○○○ｈａ、樹園地○○○ｈａ 総事業費：　○○○百万円 受益者数：　○者

基盤整備の計画

区分	事業種類	事業の概要	総事業費			年度計画				
						○○	○○	○○	○○	○○
定率助成	農業用用排水施設	用水路　Ｌ＝○○km								
	暗渠排水	Ａ＝○○ha								
	土層改良	客土　Ａ＝○○ha								
	区画整理	Ａ＝○○ha								
	農作業道	舗装　Ｌ＝○○km								
	農用地の保全	土留工　Ｌ＝○○km								
	調査・調整	調査・調整活動　１式								
	指導	実施内容○○								
	小計									

区分	事業種類	事業の概要	総事業費	うち定額助成額	農業者施工の内容					
定額助成	区画拡大									
	水路変更なし	Ａ＝○○a （うち集約化○○ａ） 現場条件（高低差○m） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 Ｌ＝○○m								
	水路変更あり	Ａ＝○○a （うち集約化○○ａ） 現場条件（高低差○cm） 表土扱い（有又は無）								

暗渠排水	*A＝○○a* *（うち集約化○○ａ）* *施工方法の選定理由* *（現場条件や施工機械の都合等による選定理由を記載* *実施設計(外注)* *（有又は無）* *地下かんがい* *（有又は無）* *管径○○mm*									
湧水処理	*L＝○○m* *（うち集約化○○m）* *表土扱い　（有又は無）* *管径○○mm*									
末端畑地かんがい施設（樹園地以外）	*A＝○○ａ* *（うち集約化○○ａ）* *ほ場外からの接続管施工（有又は無）*									
末端畑地かんがい施設（樹園地）	*A＝○○ａ* *（うち集約化○○ａ）* *ほ場外からの接続管施工（有又は無）*									
末端畑地かんがい施設（給水栓設置のみ）	*○○箇所* *ほ場外からの接続管施工（有又は無）*									
客土	*A＝○○a* *（うち集約化○○ａ）*									
除礫	*A＝○○a* *（うち集約化○○ａ）*									
更新整備										
排水路	*L＝○○m* *（うち集約化○○m）*									
畦畔	*L＝○○m* *（うち集約化○○m）*									
排水口	*○個所*									
特認事業	*実施内容○○* *設定単価*									
畑作転換工										
額縁排水溝	*実施内容○○*									
酸度矯正	*実施内容○○*									
病害虫対策										
反転耕	*A＝○○a*									
混層耕	*A＝○○a*									
堆肥施用	*A＝○○a*									

	明渠排水	*A＝○○a*								
	水田貯留機能 向上支援	*実施内容○○* *年基準額*								
	小計									
合計										
その他必要な事項										

農地防災事業の実施	*○○○事業*	*A, B*
定率助成の 費用負担の方法		
定額助成の 費用負担の方法	*・総事業費○○円（うち定額助成額○○円）* *【総事業費（①+②+③）の内訳】* *①事業実施主体の支出額○○円* *②農業者の支出額○○円* *③農業者施工等（無償分）の金額換算○○円*	
予定管理者・管理方法		
その他必要な事項		

注：１）定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。

２）農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

３）年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。

４）農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じＡ又はＢを記入する。

Ａ：防災Ａ型（湛水防除、地盤沈下、防災ダム等）　Ｂ：防災Ｂ型（ため池等整備等）

５）第９の３の（１）イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。

６）定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。

７）指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。

８）定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。

９）定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。

10）定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。

11）事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額について記入する。

12）第９の３（１）イの担い手のうち市町村が認める者がいる場合には、「その他必要な事項」の欄に、地域の農業の担い手に係る基準を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）
＜実 施 前＞
＜施工状況＞
＜完 了 後＞

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【集約化計画（担い手ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類			担い手 A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
区画拡大						
	水路変更なし	受益面積				
		うち集約化面積				
	水路変更あり	受益面積				
		うち集約化面積				
暗渠排水		受益面積				
		うち集約化面積				
湧水処理		受益面積				
		うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設（樹園地以外）		受益面積				
		うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設（樹園地）		受益面積				
		うち集約化面積				
客土		受益面積				
		うち集約化面積				
除礫		受益面積				
		うち集約化面積				
更新整備						
	用水路	施工延長				
		うち集約化延長				
	排水路	施工延長				
		うち集約化延長				
	農作業道	施工延長				
		うち集約化延長				
	畦畔	受益面積				
		うち集約化面積				
	排水口	受益面積				
		うち集約化面積				
	特認事業	施工延長				
		うち集約化延長				
畑作転換工						
	額縁排水溝	受益面積				
		うち集約化延長				
	酸度矯正	受益面積				
		うち集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

（１）客　土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m^3)		

（２）除　礫

30mm以上の礫含有率		除礫施工深	面積	総除礫量	（計画）耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m^3)	(cm)			

注：１）現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付する。

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

（１）　更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
排水路の 更新整備	*（実施内容の詳細について）* *・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。* *・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500* *（更新整備の必要性について）* *・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。*
畦畔の 更新整備	*（実施内容の詳細について）* *・老朽化した畦畔を築立し直して更新整備するもの。* *・畦畔工：〇〇m* *（更新整備の必要性について）* *・当該地区においては、整備後20年以上が経過し畦畔が痩せており、水田貯留に向けて十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。*
排水口の 更新整備	*（実施内容の詳細について）* *・田んぼダムの導入に向けて排水口を更新整備するもの。* *・排水口整備：〇〇箇所* *（更新整備の必要性について）* *・当該地区においては、整備後20年以上が経過しており、水田貯留に向けて排水口の十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。*

注：１）実施内容について、概要や施工数量について記載する。
　　２）更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
　　３）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

（２）　更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
樋門の 更新整備	*（実施内容の詳細について）* *・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。* *・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇* *（更新整備の必要性について）* *・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。* *（単価の考え方）* *・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。*

注：１）実施内容について、概要や施工数量について記載する。
　　２）更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
　　３）設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
　　４）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

別記様式第２号

番　　号
年　月　日

農林水産省〇〇農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）採択申請書

下記のとおり〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年３月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第７の１の規定に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請します。

（別紙）

地　区　名	事　業　概　要

別記様式第３号

番　　号
年　月　日

事業採択通知書

都道府県知事　殿

（農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった別紙の地区について採択したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第８のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

（別紙）

地　区　名	事　業　概　要

別記様式第４号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

計画変更申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業の計画を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙５の第７の１に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

（別紙）

地　区　名	事　業　概　要

別記様式第５号

番　　号
年　月　日

農林水産省○○農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

達成状況報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙５の第８に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

（別紙）

地　区　名	事　業　概　要